



山形県公報

令和4年3月7日(月)

号 外 (3)

目 次

告 示

○知事指定薬物の指定…………… (新型コロナワクチン接種総合企画課) … 1

告 示

山形県告示第152号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和4年3月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) エチル=2-[1-(5-フルオロペンチル)-1H-インドール-3-カルボキサミド]-3,3-ジメチルプタノアート及びその塩類(通称名5F-EDMB-PICA、5F-EDMB-2201)
- (2) 2-(3-メトキシフェニル)-2-(プロピルアミノ)シクロヘキサン-1-オン及びその塩類(通称名Methoxpropamine、MXPr)
- (3) 2-[(4-エトキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類(通称名Etonitazepyne、N-Pyrrolidino Etonitazene)
- (4) 1,2-ジフェニル-2-(ピロリジン-1-イル)エタン-1-オン及びその塩類(通称名α-D2PV、A-D2PV)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和4年3月8日

令和4年3月7日印刷 発行所 山形県庁
令和4年3月7日発行 発行人 山形県